

令和7年 第5回洞爺湖町農業委員会会議録

招 集 年 月 日	令和7年4月28日					
招 集 の 場 所	洞爺湖町洞爺総合センター 青年研修室					
開 会 ・ 閉 会	開 会	令和7年4月28日 午後1時30分			議長 青山 晴重	
日 時 及 び 宣 言	閉 会	令和7年4月28日 午後1時55分			議長 青山 晴重	
応 招 委 員 及 び 出 席 並 び に 欠 席 委 員 出席 8名 欠席 2名 ○＝出席 ×＝欠席	議席番号	氏 名	出席	議席番号	氏 名	出席
	1	丸 田 学	○	10	青 山 晴 重	○
	2	佐々木 哲三	○			
	3	宮 本 好	×			
	4	曾 川 泰 寛	○			
	5	佐 伯 昌 彦	○			
	6	菊 地 哲 也	○			
	7	田 中 恭 一	○			
	8	西 岡 正 雄	×			
	9	吉 田 新 一	○			
会議録署名委員	1 番	丸 田 学		2 番	佐々木 哲三	
義務のために会議室に出席した者の氏名	事務局長 片 岸 昭 弘		事務局員 山 本 玲		事務局員 楽 木 雄 太	
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

洞爺湖町農業委員会

議 事 の 経 過 (R7.4.28)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
開 会	議 長	ただいまより、令和7年第5回洞爺湖町農業委員会総会を開会いたします。 直ちに、本日の会議を開きます。 本日の出席委員は8名でございます。 本日の欠席委員は、3番宮本 好委員及び、8番の西岡 正雄委員の2名でございます。 したがって、総会は成立いたします。
日程1 会議録署名委員	議 長	日程第1、会議録署名委員の指名を行います。 本日の会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、1番の丸田学委員及び、2番の佐々木哲三委員をお願いいたします。
日程2 会期の決定	議 長	次に、日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。 本総会の会期は、本日一日といたしたいと思います。 ご異議ありませんか。
	議 長	異議なしと認めます。よって、会期は本日一日といたします。
日程3 議案1号	議 長	次に、日程第3 議事に入ります。 議案第1号「農地最適化推進委員の委嘱について並びに農業委員の地区担当について」の件を議題といたします。事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明)
	議 長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議 長	質疑が無いようですので、議案第1号「農地最適化推進委員の委嘱について並びに農業委員の地区担当について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議 長	異議なしと認めます。よって、議案第1号「農地最適化推進委員の委嘱について並びに農業委員の地区担当について」の件は、可と決定いたします。
議案2号	議 長	次に、議案第2号「令和6年度洞爺湖町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動点検・評価の決定について」の件を、議題

議 事 の 経 過 (R7.4.28)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 2 号	議 長	といたします。事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明)
	議 長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議 長	質疑が無いようですので、議案第 2 号「令和 6 年度洞爺湖町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動点検・評価の決定について」の件を、可と決定してよろしいでしょうか。
	議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 2 号「令和 6 年度洞爺湖町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動点検・評価の決定について」の件を、可と決定いたします。
議案 3 号	議 長	次に、議案第 3 号「令和 7 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」の件を、議題といたします。事務局長より、説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明)
	議 長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
	議 長	質疑が無いようですので、議案第 3 号「令和 7 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 3 号「令和 7 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」の件は、可と決定いたします。
議案 4 号	議 長	次に、議案第 4 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」の件を、議題といたします。事務局長より、説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明)
	議 長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

議 事 の 経 過 (R7.4.28)		
日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
議案 4 号	5 番委員	決議文の中に記載されている「農業委員会法第 3 1 条の議事参与の制限」とは、どのようなことを示すのか。
	事務局長	農業委員会の委員が、親族関係の議事に参与することを禁止している内容であったと思うが、詳細は後日委員の皆様配布等でお知らせいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議 長	質疑が無いようですので、議案第 4 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 4 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」の件は、可と決定いたします。
閉 会	議 長	以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。 令和 7 年第 5 回洞爺湖町農業委員会総会を閉会いたします。